

◆子ども医療費助成事業

市では、前記の医療費助成制度とは別に令和2年度から子育て支援を目的に18歳以下の子どもの医療費を市独自で助成しています。

▼保険適用されたお子さんの医療費の自己負担分を市内商品券で交付します。

▼三笠市に住民登録がある18歳以下のお子さんが対象です。

▼交付申請日前1年以内の保険適用された医療費の領収書が必要です。

▼領収書、印鑑、お子さんの保険証、申請者の身分証明書を持参してください。

▼世帯の兄弟などの領収書を合算して申請できます。

(申請額の1,000円未満は切り捨て)

【申請・問合せ先】市民生活課保険医療係 ☎②3188

